

(千葉市)資料2 - 3	H20.8.7
地域生活支援給付に係る 事業者説明会	
千葉市障害者自立支援課	

警告発生事例集

平成20年7月23日

- 本資料は「警告」件数を縮減することを目的としたものであり、記載の「警告」すべてを「エラー」へ移行していくものではありません。
また、支払等システムの点検において発生する警告の状況分析を行い、今後、本資料の追加、編集していく可能性があります。

EE28・・・利用日数に係る特例の届出がありません

【対象サービス】

生活介護、旧法施設支援(通所)、自立訓練
就労移行支援、就労継続支援

(考えられる原因)

「利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に係る届出書」を都道府県に提出していないにも拘わらず、届出をしたものとして請求している。

・利用日数の特例とは

一人の障害者が一月に通所施設を利用できる日数は「原則の日数」(各月の日数から8を引いた日数)が原則。しかし、通所施設の事業運営上の理由から「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、都道府県に届け出ることにより、当該施設が特定する「対象期間」において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができる。



当該届出をしていない場合は、明細書の集計情報の利用日数特例の届出有無の項目を「無し」、届出をした場合には、**利用日数特例の届出有無の項目を「有り」にするとともに**、特例の開始年月と終了年月を設定して請求する必要がある。(簡易入力システムを使用した場合の設定方法は次頁のとおり)

注意

なお、都道府県に特例の届出をしていない場合においても、市町村が必要と判断し、原則の日数を超えた日数で支給決定を行った場合には、原則の日数を超えて利用することが可能。このようなケースにおいては、**利用日数特例の届出有無の項目を「有り」とする必要はない。**

利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に係る(変更)届出書(例)

平成 年 月 日

知事 殿

住所
届出者(所在地)
氏名
(名称及び代表者氏名) 印

下記の理由により、利用日数に係る特例の適用を受ける必要がありますので、次のとおり届け出ます。

事業所・施設名 (障害種別)	名 称			
	所 在 地			
連 絡 先	電 話 番 号		担 当 者 名	
	FAX番号			
対象期間	特例の適用を受ける必要性			
月 ~ 月				
月 ~ 月				
月 ~ 月				
月 ~ 月				

(注1) 対象期間とは、「原則の日数」を超える支援が必要となる月を含む3か月以上1年以内の期間をいう。
(注2) 年間スケジュール表など年間を通じた事業計画がわかる資料を添付すること。

PP03・・・合計算定時間数が実績記録票と明細書で不一致

【対象サービス】
居宅介護

(考えられる原因)

二時間未満の間隔で複数回サービスを提供した場合の算定方法に誤りがある。

・居宅介護の算定時間について

居宅介護を一日に複数回算定する場合には、概ね2時間以上の間隔を空けなければならない。2時間以上の間隔を空けず、提供した場合は、両者を連続した一回のサービスを提供したものととして算定を行う。

ただし例外として、身体の状態等により短時間の間隔で複数回の訪問を行わなければならない場合や、別の事業所の提供する居宅介護との間隔が2時間未満である場合にはこの限りではない。

例

45分の居宅介護サービスを朝と夕方に一回ずつ提供した場合(2時間以上の間隔が空いている)は1時間未満の報酬を二回算定する。一方、45分の居宅介護サービスを行った後、短時間の間隔を空けて、再度45分の居宅介護サービスを行った場合(2時間以上の間隔が空いていない)においては、1.5時間(45分+45分)として算定時間を計算する。

(実績記録票)

提供通番	日付	回数	サービス内容	運転	ヘルパー資格	サービス提供時間		提供時間数		算定時間数	
						開始時間	終了時間	分数	乗降	時間	乗降
1	01日 (金)	1	身体		1・2級等	10:00	10:45	45			
1	01日 (金)	1	身体		1・2級等	12:00	12:45	45			

連続したサービスと取扱う場合は、同一の提供通番を設定。

考え方
10:00 ~ 12:45 2時間45分
(うち10:45 ~ 12:00の1時間15分は空き時間)
算定時間は1時間30分となる

(請求明細書)

No.	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数
1		111115	400単位		800単位

実績記録票では算定時間を1.5時間と設定しているが、明細書においては2時間(1時間×2回)として請求してしまっている **警告** 5

EL04・・・サービス終了日付がサービス提供年月と一致しません

【対象サービス】
訪問・日中活動系サービス、
短期入所、グループホーム、
ケアホーム

(考えられる原因)

サービス提供月においてはまだサービスが終了していないのに、請求明細書のサービス終了年月日の項目を入力して請求している。

対応策

サービス終了年月日の項目は、サービスを終了した(または施設を退所した)年月日を設定するものであるが、サービス提供月の翌月以降も継続して利用を行う場合においては何も設定してはいけない。(翌月以降に終了する日が決まっている場合や、請求する時点で既に終了している場合も含む)

例

11月5日にグループホームに関する10月分の請求をした場合、11月3日に施設を退所した受給者に関する明細書のサービス終了年月日の項目を入力して請求を行うと警告となる。(10月分の請求においては、この項目は何も設定する必要はない)

翌月、11月分の請求をする際にはサービス終了年月日の項目に11月3日を設定する。

サービス提供の開始・終了等の状況											
No.	1										
サービス種別	33	共同生活援助	開始年月日	平成	19	年	10	月	1	日	終了年月日

ここはサービス提供月内に終了した場合にのみ入力する項目であり、サービスを契約した時に定めた終了年月日や、支給決定の終了年月日をいれるものではない。

終了年月日の設定事例(9月提供分)

訪問・日中活動系サービス

一連とみなされる利用契約を解消し、月の途中でサービスの提供を中止した場合に設定

(例) 平成19年9月16日まで提供を行い、契約を終了した場合

→

終了年月日	平成	19	年	9	月	16	日
-------	----	----	---	---	---	----	---

短期入所

当該月における最初の退所した日付を設定する。ただし、当該月に退所が無い場合や、月末日において入所継続中の場合は設定しない。

(例1) 平成19年8月25日に入所して、現在も入所している場合

→

設定無し

(例2) 平成19年8月25日に入所して、9月16日に退所した場合

→

終了年月日	平成	19	年	9	月	16	日
-------	----	----	---	---	---	----	---

(例3) 平成19年8月25日に入所して、9月16日に一度退所し、
9月20日に再度入所して継続している場合。

→

設定無し

(例4) 平成19年8月25日に入所して、9月16日に一度退所し、
9月20日に再度入所して、9月28日に退所した場合。

→

終了年月日	平成	19	年	9	月	16	日
-------	----	----	---	---	---	----	---

グループホーム・ケアホーム

共同生活住居を退去した月においては、退去年月日を設定する。

ただし、同一月内に同一指定事業所番号の共同生活住居の入退居を繰り返した場合は、月末日に入居中であれば記載を省略し、月末日に入居中でなければ、当該月の最後に退居した日付を記載する。

(例1) 平成19年8月25日に入所して、現在も入所している場合

→

設定無し

(例2) 平成19年8月25日に入所して、9月16日に退所した場合

→

終了年月日	平成	19	年	9	月	16	日
-------	----	----	---	---	---	----	---

(例3) 平成19年8月25日に入所して、9月16日に一度退所し、
9月20日に再度入所して継続している場合。

→

設定無し

(例4) 平成19年8月25日に入所して、9月16日に一度退所し、
9月20日に再度入所して、9月28日に退所した場合。

→

終了年月日	平成	19	年	9	月	28	日
-------	----	----	---	---	---	----	---

EE26・・・請求サービスコードに対する契約情報が存在しません

【対象サービス】
訪問・日中活動系サービス
短期入所

(考えられる原因)

契約情報の作成が必要なサービスにおいて、契約情報を作成していない。

【契約情報の作成が必須のサービス】

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・短期入所

【契約情報の作成が必要になる場合があるサービス】

生活介護・児童デイ・自立訓練(機能・生活)・就労移行支援・就労移行支援(養成施設)

就労継続支援(A型・B型)・旧身体通所更生施設・旧身体通所療護施設・旧身体通所授産施設・

旧知的通所更生施設・旧知的通所授産施設

注意

日中活動系サービスにおいては、受給者証で支給決定された支給量と、サービス事業所との契約支給量が異なる場合のみ契約情報を作成する必要がある。

例1

生活介護を月に20回の支給決定を受けた受給者が、A事業所との間で20日/月の契約をした場合。

→ 契約情報を作成する必要無し

例2

生活介護を月に20回の支給決定を受けた受給者が、A事業所との間で12日/月の契約をした場合。

→ 契約情報を作成する必要有り

例3

生活介護を月に20回の支給決定を受けた受給者が、A事業所との間で12日/月、B事業所との間で8日/月の契約をした場合。

→ 契約情報を作成する必要有り
(A事業所は契約支給量が12日の契約情報、
B事業所は契約支給量が8日の契約情報を作成し、請求する必要がある。)

EG28・・・契約支給量が決定支給量を超えています

【対象サービス】
訪問・日中活動系サービス
短期入所

(考えられる原因)

契約情報にて契約支給量を設定する際に、決定支給量を超えて設定している。

又は、当該月の暦日数(もしくは原則の日数)を超えて契約支給量を設定している。

入所系サービス

・当該月の暦日数を超えて、契約支給量を設定している。

例 平成21年2月の契約支給量を29日として設定 平成21年2月は28日しかない。暦日数を超えているため警告

通所系サービス

(利用日数特例の届出を行っている場合) 当該月の暦日数を超えて設定している。

利用日数特例の届出を都道府県に行っている場合は、原則の日数(当該月の日数 - 8)を超えてサービスを利用することが出来るが、当該月の日数を超えて契約支給量を設定すると警告となる。

利用日数特例の届出についてはエラーコードEE28の資料を参照

例 利用日数特例の届出を行っている受給者に対し、平成20年1月の契約支給量を32日として設定 暦日数を超えているため警告

(利用日数特例の届出を行っていない場合) 原則の日数(当該月の日数 - 8)を超えて設定している。

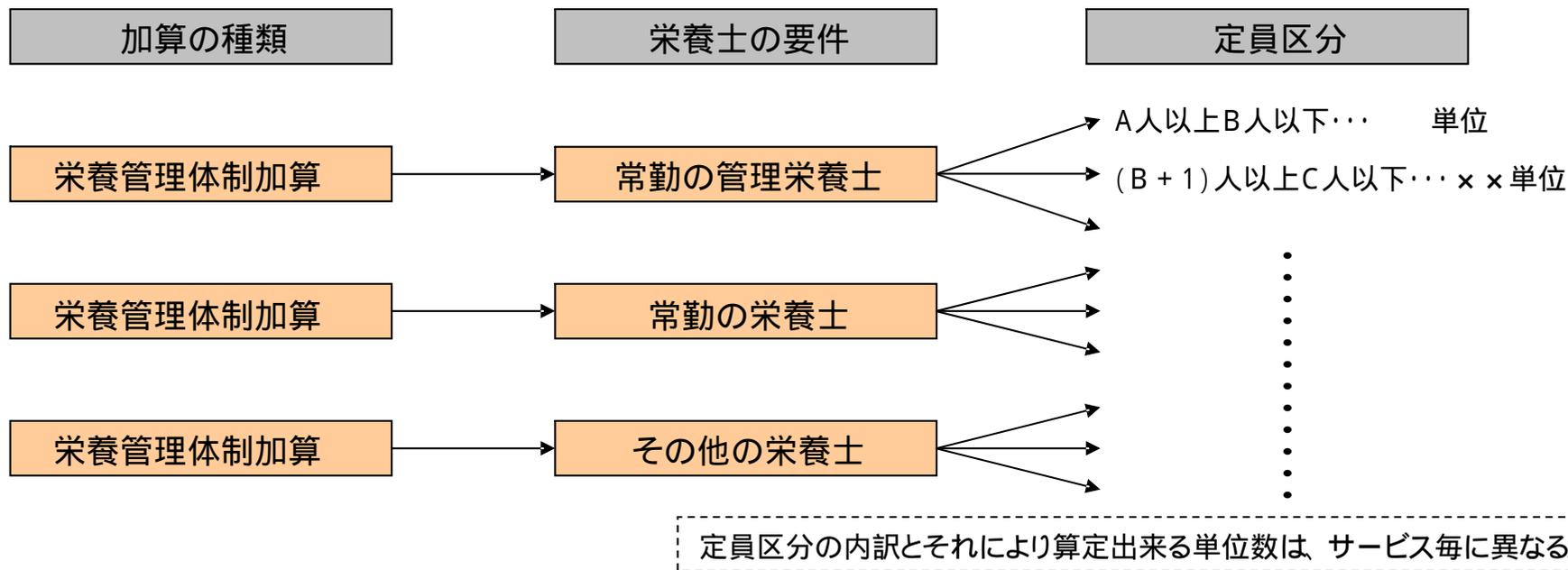
例 利用日数特例の届出を行っていない受給者に対し、平成20年1月の契約支給量を25日として設定 当該月の日数31日 - 8日 = 23日を超えているため警告

PA11・・・栄養管理体制加算基準1の算定要件を満たしていません
 PA39・・・栄養管理体制加算基準2の算定要件を満たしていません

【対象サービス】
 施設入所支援
 身体入所更生
 身体入所療護
 身体入所授産
 知的入所(通所)更生
 知的入所(通所)授産

(考えられる原因)

栄養管理体制加算は、栄養士の要件や施設の定員区分により算定できる単位が異なるが、誤った内容で請求をしている。



請求明細書のサービスコードを見直し、確認を行う。また、都道府県に提出した「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」と違う内容の栄養士の要件や定員区分を基本情報に登録していないか確認する。

特に、栄養士の要件が加算は常勤の管理栄養士、加算が常勤の栄養士なのに対し、加算はその他の栄養士(常勤ではない管理栄養士もしくは栄養士)なので間違いやすく、注意する必要がある。

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	定員数	定員規模	人員配置区分	その他該当する体制等					適用開始日
				地域区分	1特別区	2特甲地	3甲地	4乙地	
各サービス共通				職員欠如	1 なし	2 あり			
療養介護		1 40人以下 2 41人以上60人以下 3 61人以上80人以下 4 81人以上		定員超過	1 なし	2 あり			
				特別対策源変換和加算対象	1 なし	2 あり			
				保障単位数	()	単位			
				食事提供体制	1 なし	2 あり			
生活介護		1 40人以下 2 41人以上60人以下 3 61人以上80人以下 4 81人以上		視覚・聴覚等支援体制	1 なし	2 あり			
				職員欠如	1 なし	2 あり			
				新事業移行施設区分	1 非該当	2 該当(加算対象期間 -)			
				定員超過	1 なし	2 あり			
児童デイサービス		1 10人以下 2 11人以上20人以下 3 21人以上		特別対策源変換和加算対象	1 なし	2 あり			
				保障単位数	()	単位			
				施設区分	1 児童デイサービス 2 児童デイサービス				
				経過的給付	1 なし	2 あり			
短期入所				送迎体制	1 なし	2 あり			
				職員欠如	1 なし	2 あり			
				定員超過	1 なし	2 あり			
				施設区分	1 福祉型	2 医療型			
共同生活介護				食事提供体制	1 なし	2 あり			
				職員欠如	1 なし	2 あり			
				定員超過	1 なし	2 あり			
				施設区分	1 福祉型	2 医療型			
施設入所支援		1 40人以下 2 41人以上60人以下 3 61人以上80人以下 4 81人以上		小規模事業所	1 なし	2 4人定員	3 5人定員		
				夜間支援体制	1 なし	2 あり(対象利用者数 人)			
				小規模夜間支援体制	1 なし	2 あり(対象利用者数 人)			
				重度障害者支援体制	1 なし	2 あり			
自立生活介護				自立生活支援体制	1 なし	2 あり			
				経過的給付	1 なし	2 あり			
				大規模住居	1 なし	2 定員8人以上	3 定員21人以上		
				職員欠如	1 なし	2 あり			
施設入所支援		1 40人以下 2 41人以上60人以下 3 61人以上80人以下 4 81人以上		特別対策源変換和加算対象	1 なし	2 あり			
				保障単位数	()	単位			
				栄養管理体制	1 なし	2 その他栄養士	3 栄養士	4 管理栄養士	
				重度障害者支援体制	1 なし	2 あり			
施設入所支援		1 40人以下 2 41人以上60人以下 3 61人以上80人以下 4 81人以上		重度障害者支援体制	1 なし	2 あり			
				夜勤職員欠如	1 なし	2 あり			
				新事業移行施設区分	1 非該当	2 該当(加算対象期間 -)			
				定員超過	1 なし	2 あり			
施設入所支援		1 40人以下 2 41人以上60人以下 3 61人以上80人以下 4 81人以上		特別対策源変換和加算対象	1 なし	2 あり			
				保障単位数	()	単位			
				栄養管理体制	1 なし	2 その他栄養士	3 栄養士	4 管理栄養士	
				重度障害者支援体制	1 なし	2 あり			

提供サービス	定員数	定員規模	人員配置区分	その他該当する体制等					適用開始日
				地域区分	1特別区	2特甲地	3甲地	4乙地	
各サービス共通				施設区分	1 機能訓練	2 生活訓練	3 生活訓練(宿泊型)		
自立訓練		1 40人以下 2 41人以上60人以下 3 61人以上80人以下 4 81人以上		食事提供体制	1 なし	2 あり			
				新事業移行施設区分	1 非該当	2 該当(加算対象期間 -)			
				定員超過	1 なし	2 あり			
				訪問訓練	1 なし	2 あり			
就労移行支援		1 40人以下 2 41人以上60人以下 3 61人以上80人以下 4 81人以上		視覚・聴覚等支援体制	1 なし	2 あり			
				短期滞在	1 なし	2 宿直体制	3 夜勤体制		
				精神障害者退院支援施設	1 なし	2 宿直体制	3 夜勤体制		
				職員欠如	1 なし	2 あり			
就労継続支援		1 40人以下 2 41人以上60人以下 3 61人以上80人以下 4 81人以上		標準期間超過	1 なし	2 あり			
				特別対策源変換和加算対象	1 なし	2 あり			
				保障単位数	()	単位			
				施設区分	1 一般型	2 資格取得型			
共同生活介護				食事提供体制	1 なし	2 あり			
				新事業移行施設区分	1 非該当	2 該当(加算対象期間 -)			
				定員超過	1 なし	2 あり			
				就労移行支援体制	1 なし	2 あり			
共同生活介護				視覚・聴覚等支援体制	1 なし	2 あり			
				精神障害者退院支援施設	1 なし	2 宿直体制	3 夜勤体制		
				職員欠如	1 なし	2 あり			
				標準期間超過	1 なし	2 あり			
共同生活介護				特別対策源変換和加算対象	1 なし	2 あり			
				保障単位数	()	単位			
				施設区分	1 A型	2 B型(一般)	3 B型(強化型)		
				食事提供体制	1 なし	2 あり			
共同生活介護				新事業移行施設区分	1 非該当	2 該当(加算対象期間 -)			
				定員超過	1 なし	2 あり			
				就労移行支援体制	1 なし	2 あり			
				目標工賃達成	1 なし	2 あり			
共同生活介護				視覚・聴覚等支援体制	1 なし	2 あり			
				職員欠如	1 なし	2 あり			
				就労継続A型利用者負担減免	1 なし	2 減額(円)	3 免除		
				特別対策源変換和加算対象	1 なし	2 あり			
共同生活介護				保障単位数	()	単位			
				小規模事業	1 なし	2 4人定員	3 5人定員		
				自立生活支援	1 なし	2 あり			
				経過的居宅介護利用型	1 なし	2 あり			
共同生活介護				大規模住居	1 なし	2 定員8人以上	3 定員21人以上		
				職員欠如	1 なし	2 あり			

注1 「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を記載してください。

注2 「地域区分」欄には、特別区、特甲地、甲地、乙地、丙地のいずれが該当する区分を記載してください。

EG61・・・該当サービスが支給決定有効期間外の契約です

【対象サービス】
訪問・日中活動系サービス
短期入所

(考えられる原因)

契約情報に設定されている契約期間が、受給者に支給決定された決定サービスコードの有効期間内に入るように設定されていない。

正常なケース

受給者台帳

受給者番号	受給者氏名	決定サービスコード	決定支給量
1234567890	厚生 太郎	221000	20日

決定支給期間 開始年月日	決定支給期間 終了年月日
H19.09.01	H20.08.31

契約情報(請求明細書)

受給者番号	受給者氏名	決定サービスコード	契約開始年月日	契約終了年月日
1234567890	厚生 太郎	221000	H19.09.01	H20.08.31

このケースでは、受給者台帳に登録されている期間内に、契約情報に設定されている契約期間が入っている **正常**

警告になるケース

受給者台帳

決定支給期間 開始年月日	決定支給期間 終了年月日
H19.09.01	H20.08.31

契約情報(請求明細書)

受給者番号	受給者氏名	決定サービスコード	契約開始年月日	契約終了年月日
1234567890	厚生 太郎	221000	H19.09.01	H20.12.31

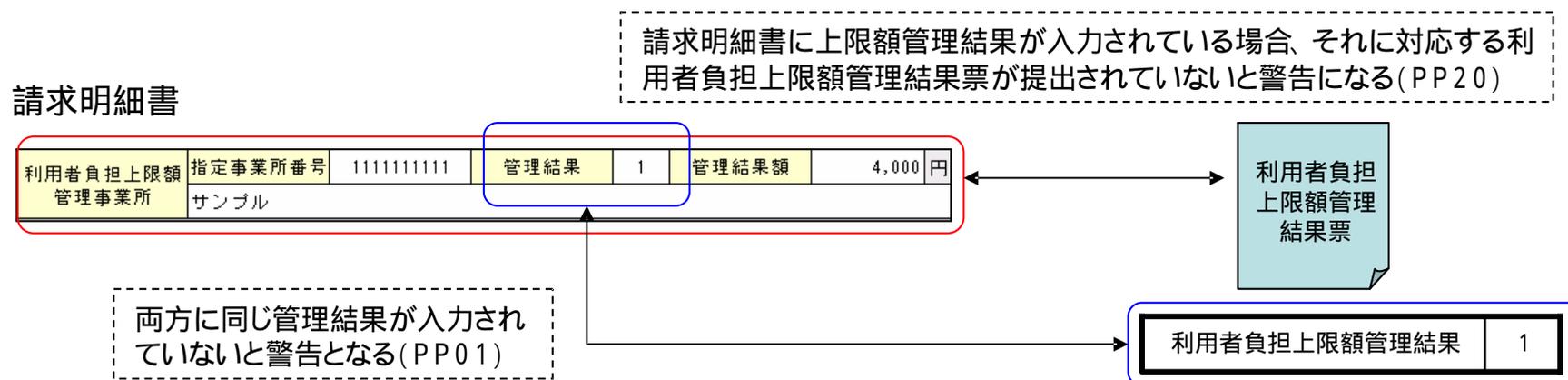
このケースでは、受給者台帳に登録されている期間内に、契約情報に設定されている契約期間が入っていない **警告**

PP20・・・明細書に該当する上限額管理結果票が届いていません
PP01・・・上限額管理結果が上限額管理結果票と明細書で不一致

【対象サービス】
全サービス

(考えられる原因)

- ・請求明細書に対応する利用者負担上限額管理結果票が提出されていない(PP20)
- ・請求明細書の管理結果と利用者負担上限額管理結果票の管理結果が異なる(PP01)



対応策
(PP20)

「利用者負担上限額管理結果票」が上限額管理事業所において提出されているか確認する。
また、上限額管理事業所において提出された「利用者負担上限額管理結果票」がエラーになっていないか確認する。

対応策
(PP01)

請求明細書の「管理結果」と利用者負担上限額管理結果票の「利用者負担上限額管理結果」の値を一致させる。

